

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示

2024 年診療報酬改定に伴い、看護ステーションそら では、関東厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

1. 加算の目的

オンライン資格確認システムを用いて、ご利用者様の診療情報や薬剤情報を取得・活用し、訪問看護の計画的な管理を行います。これにより、質の高い医療の提供を目指します。

2. 加算を取得するための施設基準

- (1) 「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」(平成 4 年厚生省令 5 号) 第 1 条に規定する電子情報処理組織を使用して請求を行います。
- (2) 健康保険法第 3 条第 13 項に基づく電子資格確認を行う体制が整っています。
- (3) 医療DX推進に関する体制を確立し、質の高い訪問看護の提供のために必要な情報を取得・活用します。また、ご利用者様に十分な説明を行い、事業所内の見やすい場所およびホームページにも掲示しています。

3. 加算内容

訪問看護医療DX情報活用加算として、月 1 回 50 円算定いたします。

4. 対象者

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）をご利用されている方が対象です。

5. 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」。厚生労働省「医療システム安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービス以外の目的には使用いたしません。

6. 資格情報の提供について

資格情報の提供はご利用者様および代理人の同意に基づいて行われます。同意なしに資格確認を行うことはありません。

令和 7 年 4 月 1 日
社会福祉法人 絆明会
訪問看護ステーション そら